

## 賛助団体の資格及び賛助金に関する規則

(平成27年9月1日規則第8号)

(目的)

**第1条** この規則は、賛助団体及び賛助金に関する規程第2条に基づき、賛助団体の資格及び賛助金その他の必要な事項を定める。

(賛助団体の資格)

**第2条** 本協会の設立趣旨・目的及び活動に賛同し、賛助団体となる意思を有する法人、組織、団体、法律事務所、個人その他の者は、賛助団体となる資格を有する。ただし、次条第3項に該当する場合を除く。

(申込み)

**第3条** 賛助団体となろうとする者は、本協会が別に定める賛助団体申込書により、本協会に申し込むものとする。

2 前項の賛助団体申込書には少なくとも次の事項を記載しなくてはならない。

- (1) 申込者の名称、所在地、連絡先、担当者名
- (2) 賛助金の口数
- (3) 賛助団体としての公表の可否

3 本協会は、前項の申込みをした者が賛助団体として相応しくないと判断する場合には、申込みを拒絶することができる。

4 賛助団体が、第2項各号に記載する事項を変更する場合、本協会に対し、本協会が別に定める書式により変更の申込みをしなくてはならない。

(期間)

**第4条** 賛助団体たる地位の存続期間は、年度（4月1日から翌年3月31日まで）を単位とし、年度の途中で賛助団体となった者は当該年度の終了まで賛助団体たる地位を有する。

2 年度末の1か月前までに、本協会及び賛助団体のいずれかから更新をしない旨の意思表示がない限り、次年度も賛助団体としての地位は更新され、以後も同様とする。

(賛助金)

**第5条** 賛助金は、1口あたり年間10万円とし、賛助団体は、毎年4月30日までに、当該年度の賛助金を、その口数に応じて、本協会が別途指定する銀行口座に振り込む方法にて支払わなくてはならない。

- 2 年度の途中で賛助団体となった場合は、申込みが承認されてから速やかに、賛助金を支払うものとする。この場合も賛助金は日割り計算せず、ただし、賛助団体たる地位を取得したのが当該年度の10月1日以降である場合は、賛助金は半額とする。

(カテゴリー)

**第6条** 賛助団体を、賛助金の口数に応じ、次の3つのカテゴリーに区分する。

- (1) 10口以上 プラチナスポンサー
- (2) 5口以上 ゴールドスポンサー
- (3) 5口未満 シルバースポンサー

(賛助団体の公表)

**第7条** 本協会は、賛助団体を、本協会オフィシャルサイトにおいて、そのカテゴリーに応じて公表する。ただし、賛助団体が公表を望まない場合はこの限りではない。

- 2 前項のほか、本協会は、本協会が適当と判断する媒体において、賛助団体をそのカテゴリーに応じて公表することができる。ただし、賛助団体が公表を望まない場合はこの限りではない。

(便益の提供)

**第8条** 本協会は、賛助団体に対し、そのカテゴリーに応じ、本協会が適当と判断する便益を与えることができる。

- 2 前項の便益は、本協会が任意に改廃することができる。

(賛助団体たる地位の喪失)

**第9条** 次に定める場合には、直ちに賛助団体たる地位を喪失する。

- (1) 当該賛助団体から地位の返上の申し出があった場合
- (2) 当該賛助団体が第5条に定める賛助金の支払いを怠った場合
- (3) 当該賛助団体が第2条に定める賛助団体の資格を喪失した状況であると本協会が判断した場合
- (4) 当該賛助団体が賛助団体に相応しくないと本協会が判断した場合

- 2 前項のいずれの場合においても支払い済みの賛助金はこれを返還しない。

(募集の停止及び再開)

**第10条** 本協会は、任意に賛助団体の募集を停止及び再開することができる。

附則

**第1条** この規則は、平成27年9月1日から施行する。